

○社会福祉法人東員町社会福祉協議会高齢者生きがいつくり推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、概ね60歳以上の東員町民に対し、これからの人生における生きがい及び健康づくりを支援すべく各種事業を展開し、もって高齢者福祉に資することを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業は、社会福祉法人東員町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する。

(事業)

第3条 この要綱で定める事業（以下「事業」という。）は、次の各号のとおりとする。

- (1) シニアカレッジ運営事業
- (2) その他、本会会長が必要と認めた事業

2 前項に掲げる事業は、全て4月1日より翌年3月31日でもって終わるものとする。

3 前各項に定めるもののほか必要な事項については、それぞれ別に定めるものとする。

(利用)

第4条 事業を利用しようとする者は、本会が指定する期日までに、それぞれの事業に係る利用申込を行わなければならない。

2 前項に定めるもののほか、利用に関し必要な事項は別に定めるものとする。

(利用料)

第5条 前条に定める利用申込を行った者（以下「利用者」という。）は、別表に掲げる利用料を本会に支払うものとする。

2 利用者は、本会会長が指定する納付期限までに利用料を納付しなければならない。

3 利用料の徴収及び納付に関しては、別に定めるものとする。

(利用停止)

第6条 本会会長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を停止させることができる。

- (1) 著しく社会性を損なう行為をしたとき
- (2) 本会の規律を乱すような言動、行為があったとき
- (3) 本会に対し、多大な損害を与えたとき
- (4) 周囲との協調を著しく欠く行為をしたとき
- (5) その他、本会会長が利用者として不相当と認めるとき

2 本会会長は、前項の規定により利用者の利用停止を行ったときは、書面にてその旨を当該本人に通知するものとする。

(損害賠償)

第7条 利用者は、事業を利用するうえで、自らの不注意及び作為により本会に損害を与えたときは、その損害額を賠償しなければならない。ただし、本会会長に止むを得ない事由があると認められたときは、その全部又は一部を免除することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

| | |
|-------------|----------------|
| シニアカレッジ・その他 | 必要に応じ本会会長が認めた額 |
|-------------|----------------|